

2023年10月16日

厚生労働省

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 御中

参事官 立石 祐子様

課長補佐 尾崎 拓洋様

特定受託事業者の就業環境の整備に関する検討会委員 各位

ユニオン出版ネットワーク(出版ネッツ)

執行委員長 樋口 聡

「ハラスメント対策」に関する要望書

皆様の、フリーランスの就業環境の整備に向けたご尽力に感謝申し上げます。

8月31日には、私ども出版ネッツにヒアリングをしてくださり、ありがとうございます。ヒアリングでは出版・Web関連で働くフリーランスの実態とフリーランス新法全般についての意見を述べました。とりわけ「ハラスメント対策」に関しては、メディア関係ではハラスメントが非常に多いこと、中でも「経済的嫌がらせ」が多いという実態があることから、私どもは「経済的嫌がらせ」について、「ハラスメント対策」の指針等に盛り込んでほしいと考えています。

ヒアリングの場では十分にお話しできませんでしたので、改めて「経済的嫌がらせ」についての説明と要望をお伝えします。

1 「経済的嫌がらせ」とは

「経済的嫌がらせ」とは、報酬を支払わなかったり値切ったり、契約を打ち切ったりする行為や、これらの経済的不利益を与えると示唆することです。ILOハラスメント根絶条約の第1条「定義」には、「身体的、精神的、性的または経済的害悪を引き起こす…行為及び慣行またはその脅威」と明記されています。

また、出版ネッツ組合員であるフリーライターAさんのセクハラ・パワハラ・報酬不払い裁判（アムール事件、令和2年（ワ）第17431号）の判決（確定）では、東京地裁は被告の報酬に関する言動について「本件業務委託契約に基づいて自らの指示の下に種々の業務を履行させながら、原告に対する報酬の支払を正当な理由なく拒むという嫌がらせにより経済的な不利益を課すパワハラ行為にあたるものと認めるのが相当である」と明記、「経済的嫌がらせ」をパワハラと認定しました。これまでパワハラは、被侵害利益を「人格権」として構成されていましたが、「経済的利益」がパワハラの本質となりうることを示した画期的な判決と言えます（『ジュリスト』2022年11月号、p.147参照）。

2 「経済的嫌がらせ」はフリーランス特有のハラスメント

第1回検討会で平田構成員が提出された資料「フリーランス・芸能関係者へのハラスメ

ント実態アンケート」(2019年実施)にもありますように、「経済的な嫌がらせ」は、ハラスメント内容として「精神的な攻撃」「過大な要求」に続き第3位となっています。自由記述欄にも、「経済的な嫌がらせ」の事例が多数寄せられています(注1)。出版ネットへの報酬不払いや減額などの相談にも、ハラスメント(経済的な嫌がらせ)がともなっている事例が少なくありません。相談者に心療内科を受診するよう勧めた事例もありました。

なぜ、フリーランスへのハラスメントには「経済的な嫌がらせ」が多いのでしょうか。それは、山田構成員が言われているように(第1回検討会提出資料 p.13)、フリーランスは報酬後払いの立場であるうえに、賃金全額払いの原則などの労基法の適用がないことが原因だと考えます。雇用労働者であれば、その月の賃金を支払わないという脅しや嫌がらせをされることはほとんどないと思います。しかし、フリーランスの場合、発注者は事実上の担保権を有している状態であるため、報酬の支払いを止める、あるいは減額等を示唆することで、フリーランスを支配・コントロールすることができるのです。

このように、実態からみても、フリーランスへの委託契約の構造上の問題からみても、「経済的な嫌がらせ」はフリーランス特有のハラスメント類型であるということが出来ます。

3 「経済的な嫌がらせ」についての国会での答弁を踏まえて

4月25日、参議院内閣委員会でのフリーランス新法の審議の中で、出版ネットの杉村和美副執行委員長(当時)が参考人として「経済的な嫌がらせ」が多い実態、具体事例などを説明しました。これを受けて井上哲士議員が、「経済的な嫌がらせ」は第14条第3号の取引の優越的な関係を背景とした言動にあたるのではないかと質問しました。これに対し政府参考人の宮本悦子さんからは「(パワーハラスメントの要件を満たせば)報酬等の取引条件の引き下げに関する言動につきましてもパワーハラスメントに該当すると考えてございます」「(関係者のご意見を伺い、フリーランス取引の実態を踏まえて指針などを作成していきますが)その中で、ご指摘のございましたような、報酬等の取引条件の引き下げに関する言動であってもパワーハラスメントに該当しうる場合が存在するという点を明確化することにつきまして検討してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

以上の点を踏まえ、次のとおり要望します。検討会にて議論をお願いします。

要望1 : 「経済的な嫌がらせ」を、パワハラ類型に追加すること。具体的に、報酬等の取引条件の引き下げに関する言動であってもパワハラに該当しうる場合があることを明確化すること。

要望2 : 「経済的な嫌がらせ」とはどのようなものか、具体例を示し、周知すること。特に発注者、発注会社の従業員にとってはわかりにくい概念であることから、リーフレットやハラスメント研修の中で、丁寧かつ具体的に説明をすること。

(注1) 「経済的な嫌がらせ」の具体的事例

- 支払い遅延について尋ねたら、お金のことについてあれこれ言うなら仕事を与えないと言われた。
- 新規案件をこちらが受ける意向を見せないと過去の報酬を支払わないような圧力をかけられている。
- 仕事をした後で金額を値切られる。他にも仕事を振る相手はたくさんいますと含みを持って脅される。など